

大分市新型コロナウイルスワクチン 追加接種(3回目接種)実施について

令和3年12月1日

大分市保健所 保健予防課
新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業担当

目 次

1. 追加接種(3回目接種)の概要	1
対象者	
接種期間	
対象者数	
接種券の発送	
接種開始日	
予約方法	
接種場所	
2. ワクチンの要求及び配送について	2
3. ワクチンの有効期限の延長について	2
4. ワクチンの交互相接種	3
5. 他のワクチンとの接種間隔	3
6. 費用の請求について	5
7. その他	6
・市外からの転入者への接種券発行について	
・初回接種(1・2回目)完了から追加接種(3回目)の接種間隔について	
・接種を見合わせ「予診のみ」となった場合の対応について	

1 追加接種(3回目接種)の概要

(1)対象者

18歳以上の2回目接種を終了した者のうち、原則8か月以上経過した者

(2)接種期間 令和4年9月30日まで

(3)対象者数

約34.7万人

[1回目接種者(約36万人)から18歳未満(約1.3万人)を除く]

内訳:医療従事者約2.8万人、65歳以上約12.4万人、18歳~64歳 約19.5万人

(4)接種券の発送 令和3年11月30日(火)~

※追加接種(3回目接種)の接種券は、医療従事者分も市から個人あてに発送します

※2回目接種後、8か月経過する方から順次発送予定

※「3回目接種のお知らせ」、「接種券が印字された予診票」等を同封

(5)接種開始日 令和3年12月1日(水)~ ※接種券が届き次第、予約及び接種可能

(6)予約方法

①ウェブ予約 大分市新型コロナウイルスワクチン接種予約サイト

(<https://v-yoyaku.jp/442011-oita>)

受付時間:午前9時~翌午前0時

②電話予約(12月27日~1月3日を除く)

市新型コロナウイルスワクチンコールセンター(TEL 0120-097-321)

受付時間:平日/午前9時~午後6時、土・日・祝日/午前9時~午後5時

③医療機関に直接予約(R4.2月頃に予約受付開始予定)

④高齢者向け予約サポート窓口の設置(R4.2月頃に設置予定)

市役所第2庁舎1階ロビーおよび各支所において、予約代行等を行うサポートスタッフを配置する

(7)接種場所

①接種センター

大分こども病院・帆秋病院会場や支所(大南・植田・大在)会場等を順次設置予定

②医療機関

1回目・2回目接種と同程度を想定(R4.2月頃に接種開始予定)

2 ワクチンの要求及び配送について

ワクチンの要求及び配送につきましては、以下のとおり取扱いをお願い申し上げます。

- ①毎週月曜日に、土曜日から翌週金曜日までに必要なワクチンを「ワクチン要求書」により、保健予防課へ FAX(547-8242)で要求
- ②毎週金曜日に各医療機関へ配送

※ワクチン要求書…1,2 回目の住民接種実施医療機関へは、11 月 10 日配信のメール「11 月 15 日以降の新型コロナワクチンの要求及び配送について」に添付、それ以外の医療機関へは、11 月 24 日付事務連絡「新型コロナワクチンの要求方法について」に添付しております。(ワクチン要求書の Excel 版をご希望の際は、保健予防課までご連絡下さい)

◎ワクチン配送の際には、同時に接種用の針・シリンジ(×6)、希釈用の針・シリンジ・生理食塩液(×1)、ワクチン接種シールも配送いたします。配送は、佐川急便に委託しております。

3 ワクチンの有効期限の延長について

ファイザー社ワクチンについては、令和 3 年(2021 年)9 月 10 日に $-90^{\circ}\text{C}\sim-60^{\circ}\text{C}$ での有効期間が 6 か月から 9 か月に延長されました。有効期限が令和 4 年(2022 年)2 月末まで又はそれ以前と表記されているものについては、有効期間が 6 か月であるという前提で印字されているものですので、新しい有効期限は印字されている有効期限より 3 か月長いものとなります。

武田/モデルナ社ワクチンについては、令和 3 年(2021 年)7 月 16 日に $-20^{\circ}\text{C}\pm 5^{\circ}\text{C}$ での有効期間が 6 か月から 7 か月に延長されましたが、令和 3 年(2021 年)11 月 12 日にこれが 7 か月から 9 か月へと更に延長されました。

有効期限が令和 4 年(2022 年)3 月 1 日 まで又はそれ以前と表記されているもの(バイアルロット No3004733 のバイアルを除く。)については、有効期間が 6 か月であるという前提で印字されているものですので、新しい有効期限は印字されている有効期限より 3 か月長いものとなります。

また、ロット No(製造番号)3004733、000048A 及び 000049A のバイアルは、有効期限 が 7 か月であるという前提で印字されているものですので、新しい有効期限は印字されている有効期限より 2 か月長いものとなります。

ファイザー社ワクチン

- 90℃～-60℃での有効期間が6か月から9か月に延長（9/10）

有効期限が**2022/02/28又はそれ以前**のワクチンは、**印字されている有効期限より3か月長いもの**として取り扱うことが可能です。
対象のロット番号はスライド末尾のHPIに記載しています。

ワクチンシールには、バイアルに印字されたものと同じ有効期限が記載されています。

※ イメージはワクチンシールサンプルのみですが、バイアルシール、外箱表示も同様です

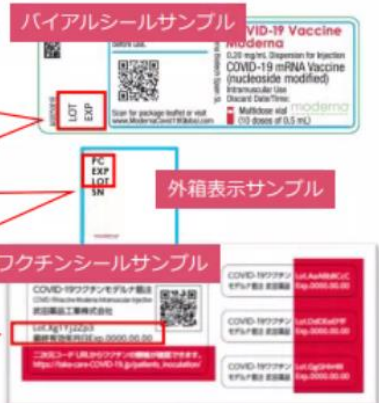


武田/モデルナ社ワクチン

- 20℃±5℃での有効期間が、6か月から7か月に延長され（7/16）、その後、7か月から9か月へと更に延長（11/12）

- 有効期限が**2022/03/01又はそれ以前**のワクチン（ロット番号が**3004733**のワクチンを除く）は、**印字されている有効期限より3か月長いもの**として取り扱うことが可能です。
- ロット番号が**3004733**、**000048A**及び**000049A**のワクチンは、**印字されている有効期限より2か月長いもの**として取り扱うことが可能です。
- 対象のロット番号はスライド末尾のHPIに記載しています。

一部のワクチンシールには、バイアルに印字されたものと同じ有効期間が記載されています。（詳細は上記の厚労省HPを参照ください）



※**取扱い上の注意**：ワクチンシールに印字されている有効期限よりも後にワクチンを接種した場合には、被接種者に不安を与えることがないように、適切な情報提供をお願いします。

ただし、各医療機関に配送されたワクチンについては、冷蔵(2℃～8℃)で1カ月ですの
で、ご留意願います。

4 ワクチンの交互接種

追加接種(3回目接種)に使用するワクチンは、初回接種(1・2回目接種)に用いたワクチンの種類に関わらず、mRNA ワクチン(ファイザー社のワクチンまたは武田/モデルナ社のワクチン)を用いることが適当であるとされていますが、当面の間は、薬事承認されているファイザー社のワクチンを追加接種で使用することとされています。

武田/モデルナ社のワクチンにつきましても現在薬事承認審査中ですので、承認され次第、追加接種で使用する予定となります。

5 他のワクチンとの接種間隔

新型コロナワクチンとその他のワクチンは、互いに、片方のワクチンを受けてから2週間後に接種できるとされています。

6 費用の請求について

【請求の流れ】

(1)各医療機関において予診票を仕分ける

①市町村ごとに仕分ける。

②さらに、通常診察時間対応分(2,070 円)、接種できず予診のみ対応分(1,540 円)、時間外対応分(時間外加算 2,070 円⇒2,800 円)と休日対応分(2,070 円⇒4,200 円)に仕分ける。時間外・休日接種分がある場合、予診票(新様式)の医療機関記入欄の該当部分を塗りつぶしているか確認する。

医療機関 記入欄	<input type="checkbox"/> 時間外(受付時間	:)	<input type="checkbox"/> 休日	<input type="checkbox"/> 小児(6歳未満)	<input type="checkbox"/> 予備①	<input type="checkbox"/> 予備②
<small>※該当する項目について、マークの形からはみ出さないように濃く塗りつぶしてください。</small>							

③予診票については、大分市に住民票があるなしに関わらず全て市に提出してもらい、市で VRS の読み込みを実施する。

なお、予診票は随時市に提出を行う(市が配布したレターパックで提出)。

(2)請求方法

提出された予診票(大分市に住民票がない方も含む)はすべて、市がタブレットで読み込みを行い、その後通常の請求スケジュール(当該接種を行った日の翌月10日までに V-SYS 上で請求し、翌々月月末までに支払い)に沿って、医療機関ごとに請求事務を行う。

①V-SYS 上で請求に必要な項目を入力(出力は市で行う)。

・当該接種を行った日の翌月を請求月として入力する。

※1 月請求分(12 月実施分)から V-SYS の請求入力画面が変更予定となっているので、入力画面が変更され次第、入力方法をお知らせします。

②「予診票原本」を市に提出

・予診票の写し(コピー)を医療機関において保管し、予診票原本は市に提出

・予診票を提出する際は、「新型コロナワクチン予防接種実施報告書」添付すること。

(提出先)〒870-8506 大分市荷揚町 6 番 1 号
大分市保健所 保健予防課 新型コロナワクチン担当
(お問合せ先:097-547-8240)

(初回請求時のみ)

・新型コロナワクチン接種に係る費用の請求及び受領に関する届

※1,2 回目接種時に提出している場合は提出不要です。

※なお、初回の請求時には、新型コロナワクチン接種に係る費用の請求及び受領に関する届をあわせて提出。口座届出書は二回目以降の請求時には不要となるが、支払先の口座に変更がある場合には再度提出が必要です。

(留意事項)

- ・新型コロナワクチン接種に係る費用の請求及び受領に関する届について、「開設者(代表者)」と「口座名義人」が一致していれば委任状は不要です。
- ・「開設者(代表者)」と「口座名義人」が一致しない場合は委任状を提出してください。

(国保連からの費用の支払先)

原則として診療報酬又は特定健診等の振込先として指定している(委任状に記載された医療機関等コードで登録されている)口座と同一の口座となります。

介護老人保健施設や介護医療院等については、介護給付費等の振込先として指定している(委任状に記載された介護保険事業所番号で登録されている)口座と同一の口座となります。

※やむを得ない事情がある場合には、別の支払先口座を指定することも可能です。

別の支払先口座を指定する場合は以下の手続きを行う。

- ・必ず、所在地の国保連に問い合わせる。
- ・口座登録用書類に必要事項を記載の上、大分県の国保連に返送。集合契約に参加した月(取りまとめ団体へ委任状を提出した日の属する月)の翌月の20日までに口座情報を国保連に報告。

(時間外・休日加算分の請求)

- ・これまでは、毎月の接種費用とは別に時間外・休日加算分について請求処理をしていましたが、12月接種分からは、接種費用の請求と一体的に時間外・休日加算分も請求できるようになります。
- ・1月請求分(12月接種分)からは時間外・休日加算の請求をV-SYS上で入力できるようになります。今後、V-SYSの入力画面が変更される予定です。

※ただし、予診票は新様式を使用すること

(請求方法は後日通知予定)

7 その他

- ・市外からの転入者への、3回目の接種券の発行については、以下の3つのうちいずれか1つの方法で申請が必要です。
 - ①大分市新型コロナワクチンコールセンター(TEL 0120-097-321)へ電話で申請
 - ②厚生労働省のサイト(コロナワクチンナビ)からオンライン申請
 - ③大分市保健所へ「新型コロナワクチン接種券発行申請書」を郵送または持参

- ・初回接種(1・2回目)完了から追加接種(3回目)の接種間隔に係る例外的取り扱いについて、厚生労働省からの通知は以下のとおりです。
- 『感染拡大の防止を図る観点から、特に必要と認められる以下の場合には、例外的に初回接種の完了から8か月以上の間隔をおかずに追加接種を実施して差し支えないものとする。
 - ・医療機関等(医療機関、高齢者施設等)においてクラスターが発生した場合に、当該医療機関等の入院患者、入所施設利用者、通所施設利用者及び当該医療機関等で業務に従事する者であって、感染拡大防止を図る観点から必要な範囲のものに接種する場合
 - ・同一の保健所管内の複数の医療機関等でクラスターが発生した場合に、当該医療機関等の所在する保健所管内の医療機関等の入院患者、入所施設利用者、通所施設利用者及び当該医療機関等で業務に従事する者であって、感染拡大防止を図る観点から必要な範囲のものに接種する場合』
- ・接種当日に体調不良等で接種を見合わせ「予診のみ」となった方がいた場合、市から本人あてに接種券付き予診票を再送する必要がありますので、大分市保健所保健予防課 新型コロナワクチン担当(097-547-8240)へご連絡ください。